

令和3年度 入札・契約制度の改正等について
(工事請負契約及び測量・設計等委託契約関係)

本市では、入札・契約制度について、競争性、公正性及び透明性等を確保する観点から毎年度見直しを行っていますが、令和3年度は、次のとおり改正します。

1 条件付一般競争入札の対象範囲の拡大について

入札における一層の競争性、公平性及び透明性の向上を図るため、指名競争入札で実施している案件のうち、一部について試行的に条件付一般競争入札として実施しておりますが、令和3年度は、次のとおり対象範囲を拡大して実施します。

(1) 工事

予定価格500万円以上1,000万円未満の一部案件について、平成24年度から条件付一般競争入札として試行的に実施してきましたが、令和3年度より予定価格500万円以上の工事は、全て条件付一般競争入札として実施します。

また、予定価格250万円超500万円未満の工事につきましては、原則、指名競争入札としますが、入札の不調・中止や過去の入札状況を踏まえ、条件付一般競争入札で実施する場合があります。

【年度別試行実施割合】 予定価格500万円以上1,000万円未満

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～	令和2年度～	令和3年度～
対象割合	1割程度	3割程度	5割程度	7割程度	9割程度	一般へ移行

(2) コンサル

設計金額500万円以上1,000万円未満の一部案件について、平成29年度から条件付一般競争入札として試行的に実施していますが、令和3年度は、対象予定案件の6割程度を試行的に実施します。

【年度別試行実施割合】 予定価格500万円以上1,000万円未満

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
対象割合	1割程度	2割程度	3割程度	5割程度	6割程度

2 監理技術者の専任緩和について

建設業法の改正（令和2年10月1日施行）に伴い、法第26条第3項のただし書の規定を適用した監理技術者（以下、「特例監理技術者」という）について、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という）を設置することにより、2件の工事の兼任が可能となり、本市の運用については次のとおりとします。

（1）特例監理技術者の配置が可能となる工事

本市発注の工事で、総合評価方式を除く1億円未満の工事とする。

（2）監理技術者補佐になり得る者の条件

次を全て満たす者を当該施工現場に専任で配置することとする。

- ① 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（3）特例監理技術者が兼務する場合の留意事項

特例監理技術者が兼務する場合の体制について、次を全て満たしていることを条件とする。

- ① 兼任するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ③ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ④ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 現場代理人・主任技術者の配置要件の緩和について

市内業者の受注機会の拡大を図るため、令和3年度から工事の現場代理人及び主任技術者の兼任することができる要件を緩和し、本市発注の1件の請負金額（単価契約の場合発注上限額）が3,500万円未満の工事を2件まで兼任できることとします。また、現場代理人についても所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを条件とします。

改正前	改正後
① 受注した2件の箇所指定工事の契約金額合計が2,500万円未満	① 1件の請負金額（単価契約の場合発注上限額）が3,500万円未満の工事2件
② 発注上限額2,500万円未満の単価契約工事を2件	② 現場代理人と主任技術者を兼務する場合は1人2現場までとする。
③ 契約金額1,250万円未満の箇所指定工事1件と発注上限額2,500万円未満の単価契約工事1件	

4 業者格付及び発注標準金額について

令和3年度の年間工事発注見込み及び業者数などを勘案し、発注標準金額について、下記のとおり見直しを図ります。

営業種目	等級	総合評点	特定・一般	発注標準金額
土木一式	A	860～	特定	4,000万円以上
			一般	4,000万円以上7,000万円未満
	B	750～859	特定	500万円以上9,000万円未満
			一般	500万円以上7,000万円未満
	C	～749	特定・一般	4,000万円未満
	建築一式	A	800～	特定
一般				3,000万円以上7,000万円未満
B		～799	特定	1億円未満
			一般	7,000万円未満
電気	A	770～	特定	1,000万円以上
			一般	1,000万円以上7,000万円未満
	B	～769	特定・一般	7,000万円未満
管	A	770～	特定	1,000万円以上
			一般	1,000万円以上7,000万円未満
	B	～769	特定・一般	7,000万円未満
舗装	A	760～	特定	500万円以上
			一般	500万円以上7,000万円未満
	B	～759	特定・一般	3,000万円未満

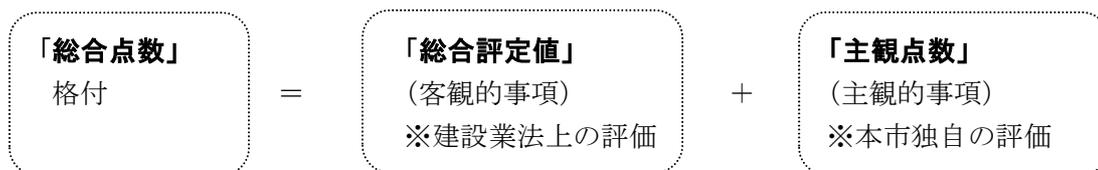
※下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する。

5 認定された等級の下位への変更希望制度の導入

工事の入札参加資格認定業者の一部業種（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）で実施している格付について、申請業者の申し出に基づき、直近下位の等級へ変更する。

希望業者は、格付に用いる市独自評価である主観点数を0点にすることで総合点数を減点し下位の等級へ変更します。

【格付について】



【例】

等級	土木一式	建築一式	電気	管	舗装
A	860 点以上	800 点以上	770 点以上	770 点以上	760 点以上
B	750 点以上	799 点以下	769 点以下	769 点以下	759 点以下
C	749 点以下				

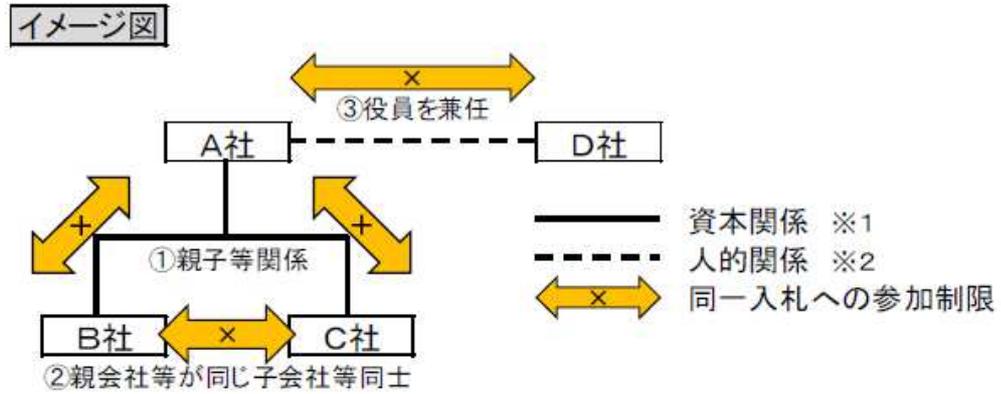
業者	業種	総合評定値	主観点数	総合点数	等級		総合点数	等級
X社	土木一式	850 点	20 点	870 点	A	⇒	850 点	B
Y社	土木一式	800 点	20 点	820 点	B	⇒	800 点	B

① X社は総合点数が870点でAランクとなるが、主観点数を0点にすることで、総合点数が850点となり、Bランクとなる。

② Y社は総合点数が820点でBランク。主観点数を0点にしても、総合点数が800点でBランクのままなので、等級変更の対象にならない。

6 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を制限します。(令和3年10月を目途に実施予定)



※1 (資本関係) 親会社・子会社の関係にある会社、同一の者が経営の支配権を握っている会社

※2 (人的関係) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

<問合せ先>

財政局財政部契約課

直通電話 042 (769) 8217

対応責任者 大塚